

# 消 防 計 画

(目 的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づく \_\_\_\_\_ 防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、地震、その他の災害の予防及び人命安全並びに被害の極限防止を図るものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この計画は、当 \_\_\_\_\_ に勤務し出入りし、又は居住する全ての者に適用する。

(防火管理組織)

第 3 条 消防計画を遂行するために、防火管理者のもとに、防火担当者及び火元責任者を置くものとする。

(防火管理者及び事務局)

第 4 条 防火管理者は、 \_\_\_\_\_ 長とし、事務局を \_\_\_\_\_ に置き消防計画の遂行について全ての事務を行うものとする。

(防火管理者の業務)

第 5 条 防火管理者は、必要に応じて管理権原者である \_\_\_\_\_ 長の指示を求め、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更
- (2) 消火、通報、避難誘導訓練の実施
- (3) 建物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- (4) 火気の使用又は取り扱いに関する指導監督
- (5) 収容人員の管理
- (6) 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務
- (7) 消防機関への報告、届出及び連絡

(防火担当者の業務)

第 6 条 防火担当者は、防火管理者を補佐し、担当区域内の建物、電気設備、危険物施設等及び消防用設備等の日常の維持管理に努めるものとする。

(火元責任者の業務)

第 7 条 火元責任者は、担当区域内の火気管理、火気使用設備器具の日常の維持管理及び地震時における火気使用設備器具の安全確認に努めるものとする。

(消防用設備等の点検)

第 8 条 消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく消防用設備等の点検及び消防署への報告は、次によるものとする。

- (1) 外観及び機能点検は、毎年 \_\_\_\_\_ 月と \_\_\_\_\_ 月に行うものとする。
- (2) 総合点検は、毎年 \_\_\_\_\_ 月に行うものとする。
- (3) 消防署への報告は、年に 1 回その年の総合点検の結果を報告するものとする。

2 委託に係る点検については、防火管理者又は防火担当者が必ず立合うものとする。

(建物等の自主検査)

第 9 条 建物、火気使用設備器具、危険物施設等の検査は、年 2 回以上実施し、その結果を防火管理台帳に記載しておくものとする。

(不備欠陥の整備)

第 10 条 防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項がある場合は、管理権原者に報告すると共に、速やかに改修するよう必要な措置を講じるものとする。

(自衛消防活動)

第 11 条 火災、地震その他の災害発生時には、消防計画細則に定める自衛消防組織の任務分担に基づき積極的  
に行動するものとする。

(隊長等の任務)

第 12 条 隊長は、自衛消防隊が活動を行う場合は、指揮、命令を行うと共に消防隊との連携を密にし、円滑な  
自衛消防活動ができるように努めなければならない。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長不在の場合は、その任務を代行するものとする。

3 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図ると共に隊長への報告連絡を密にする。

(地震予防措置)

第 13 条 地震時の災害発生を予防するため、物件の倒壊、転倒、落下防止の措置を講じると共に火気の使用設  
備器具は、対震自動消火の措置を講じるものとする。

(防災教育訓練)

第 14 条 防火管理者は、従業員、その他当 \_\_\_\_\_ に入入りし、又は居住する者に対し適宣防災教育を  
実施すると共に消火、通報、避難の訓練を実施し、従業員等は積極的にこれに参加するものとする。

なお、訓練を実施する場合は、消防署に連絡するものとする。

(訓練実施基準)

第 15 条 前条に規定する訓練は、部分訓練と総合訓練とし、その要領は次によるものとする。

(1) 部分訓練

ア 消火訓練

- 消火器、水バケツ、砂等を使用する訓練
- 屋内消火栓設備、特殊消火設備を使用する訓練

イ 通報訓練

- 自動火災報知設備受信機による火災覚知訓練
- 放送設備による館内放送訓練
- 館内電話による 119 番への通報、又は指揮班への連絡
- メガホン、携帯マイク等による館内への通報

ウ 避難訓練

- 避難準備体制の訓練（配置につく）
- 館内放送又はメガホン等による避難誘導訓練
- 最適避難方法を決定する訓練
- 避難器具の操作、取り扱い訓練

(2) 総合訓練

総合訓練は、前各号に掲げる訓練を 2 以上組合せて行うものとする。

訓練回数は、部分訓練を年 1 回以上、総合訓練を年 1 回以上実施するものとする。

(工事中の防火管理)

第 16 条 増改築、大規模な修繕、模様替等の工事を行う場合は、事前に消防署に相談すると共に、工事関係者  
との間で次のことを協議し、共同して防火管理を行うものとする。

(1) 工事部分の自衛消防組織に関すること。

(2) 工事部分の消火、通報、避難に関すること。

- (3) 工事部分の火気管理に関すること。
- (4) 使用部分と工事部分との緊急連絡に関すること。
- (5) 使用部分と工事部分との区画に関すること。
- (6) その他必要な事項。

(地震、その他災害への準用)

第 17 条 地震、その他の災害の発生時においては、消防計画細則の各事項を適宜準用し、人命の安全と被害の極限防止に努めるものとする。

(防火管理業務の委託状況)

第 18 条 防火管理業務については、下記の事項について \_\_\_\_\_ に委託するものとする。

1 常駐方式

- (1) 火気使用箇所の点検等監視業務
- (2) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- (3) 火災が発生した場合の初動措置（初期消火、通報連絡及び避難誘導）
- (4) 周囲の可燃物の管理
- (5) その他 { \_\_\_\_\_ }

2 巡回方式

- (1) 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務
- (2) 火災が発生した場合の初期措置（初期消火及び通報連絡）
- (3) 周囲の可燃物の管理
- (4) その他 { \_\_\_\_\_ }

3 遠隔移報方式

- (1) 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務
- (2) 火災が発生した場合の初期措置（初期消火及び通報連絡）
- (3) その他 { \_\_\_\_\_ }

その他詳細については、別紙のとおりとする。

(消防計画細則の運用)

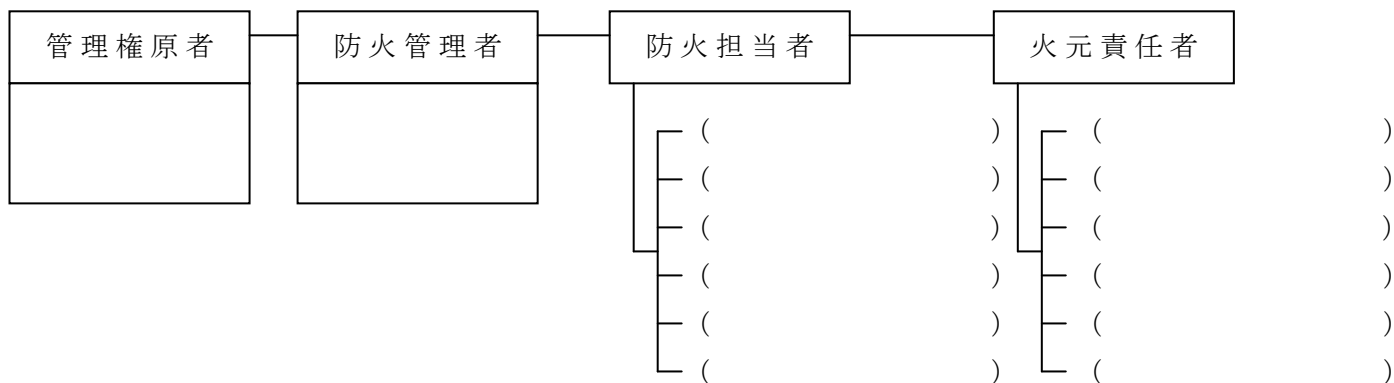
第 19 条 消防計画細則の運用に当っては、各部署ごとの責任者がこれを保持し、全従業員等にこれを周知徹底させるものとする。

付 則

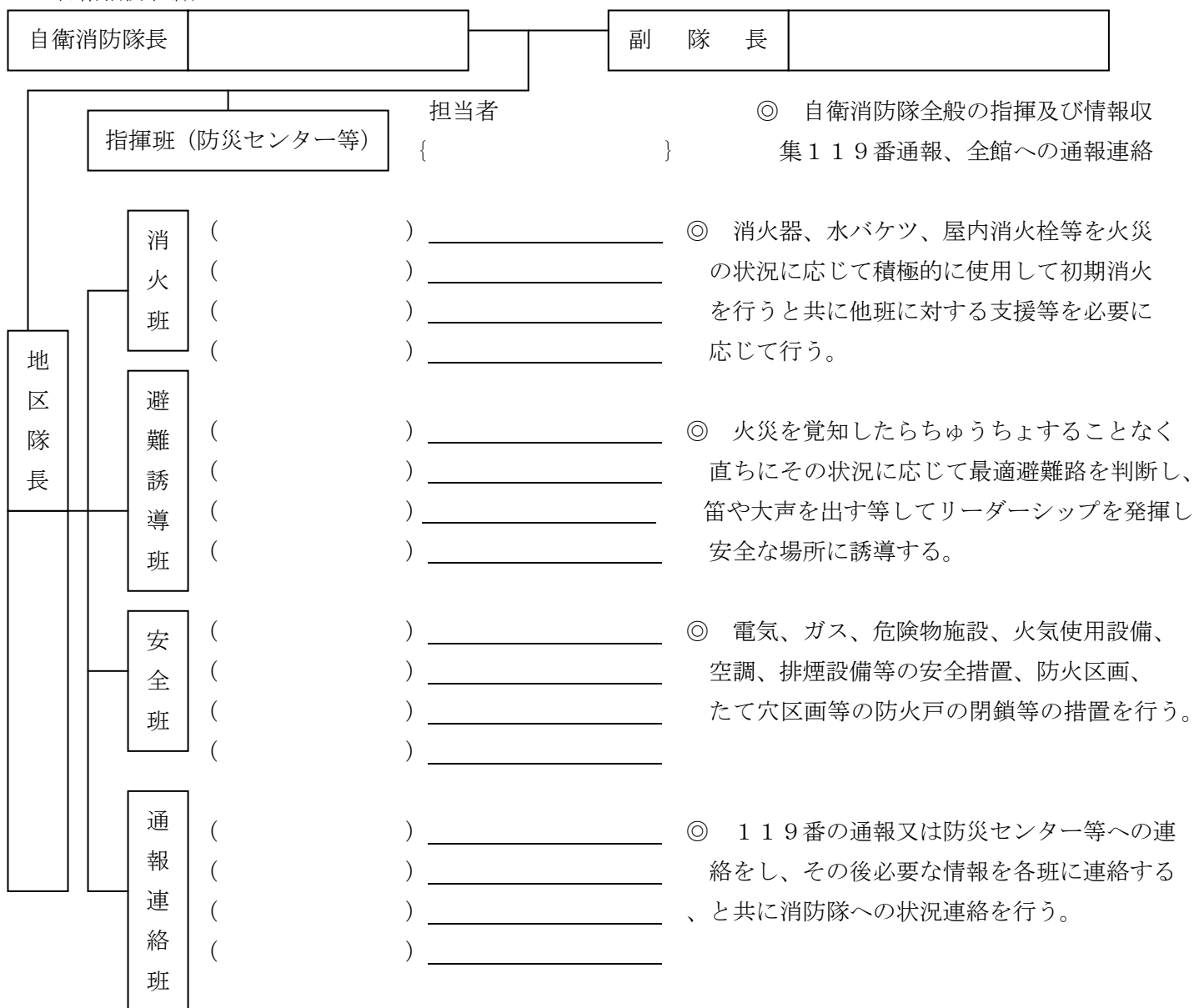
この計画は、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日から施行する。

# 消 防 計 画 細 則

## 1 防火管理組織



## 2 自衛消防組織



### 3 消防用設備等

設備名	設置場所	個数	担当者	設置場所	個数	担当者
消火器						
屋内消火栓						
避難器具						

- ◎ 自動火災報知設備 受信機の設置場所 { } 担当者 { }
- ◎ 放送設備の設置場所 { } 担当者 { }
- ◎ 特殊消火設備の設置場所 { } 担当者 { }
- ◎ スプリンクラー設備の制御弁 { } 担当者 { }
- ◎ その他 { } 担当者 { }

### 4 通報連絡

- ◎ 火災発見者は、社（店）内電話を利用して直接119番する。
- ◎ 火災発見者は、社（店）内電話で、指揮班（防災センター、保安室、事務室等）に連絡する。
- ◎ 自動火災報知設備受信機により火災を覚知した場合、火災発見者から連絡を受けた場合、防災センター等の担当者は、119番通報すると共に現場を確認し、状況により全館に通報する。  
(ベル、非常放送、メガホン等)

#### ※ 消防隊への通報連絡

- 出火場所を説明し誘導する。
- 延焼状況の概要を報告する。
- 在館者の避難状況、要避難者の有無を報告する。
- 建物の状況を報告する。
- 危険物、電気、ガス、施設等の状況を報告する。

- ◎ 通報内容は「火災です。場所は（ ）町 \_\_\_\_\_番 \_\_\_\_\_号（ ）付近の（ ）で（ ）が燃えています。」とする。

## 5 消火活動

- ◎ 火を見てもあわてず落ち着いて行動する。
- ◎ 叩き消し、水バケツ、砂等を使用する。
- ◎ 消火器を使用する。(使用は天井着火までとし、いつまでも消火器に執着しない。)
- ◎ 消火器使用と同時に屋内消火栓設備の放水体勢をとり早期に使用する。  
操作順序は「起動ボタンを押す」「ホースを延長」「ノズルを火点に向ける」「バルブを開ける」とする。
- ◎ ホースのねじれ、折り曲げに注意する。
- ◎ 周囲の状況に注意し、退路を考え深追いしない。

### ※ 特殊消火設備による消火活動

(泡・二酸化炭素・ハロゲン化物消火設備)

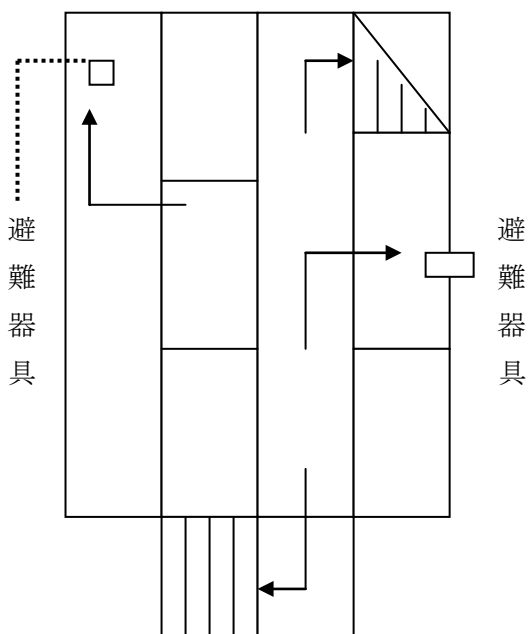
- 小規模火災のうち、消火器を使用する。
- 的確な判断により早期に特殊消火設備の使用を決心する。
- 使用時は、付近に注意を喚起する。
- 指揮班に必要事項を連絡する。
- 使用後は、早めに避難する。

### ※ 消防隊支援活動及び安全防護措置

- 消防隊が現場到着した場合には、火災の状況を通報する。
- 消防車両進入障害物を除去し、消防車両を誘導する。
- 消防隊員を火災現場に誘導する。
- 安全班は、電気、ガス施設、空調、排煙各施設等の安全措置を行う。
- 安全班は、防火戸等の閉鎖の措置を行う。

## 6 避難計画

(記載例)



2方向避難の確保

## 7 避難及び避難誘導

- ◎ 非常ベルが鳴ったら避難に備え、避難誘導態勢をとる。
- ◎ 大声で全員に知らせる。
- ◎ 責任者はリーダーシップを発揮して、的確に避難行動を指示する。
- ◎ 責任者は腕章又は帽子等を装着する。
- ◎ 必要に応じて、タオル、マスク等を使用する。
- ◎ いたずらに騒ぎ立て、無秩序な行動にならないようにする。
- ◎ 地震発生ときは、責任者の指示に従う。

### ※ 避難の方法

- 避難誘導の責任者は、当該場所における最適避難方法を決定する。
  - ① 下階方向への避難（階段の利用）
  - ② 上階方向への避難（屋上の利用）
- 一次避難場所は、出火階の直下階とする。
- 避難器具は、最後の手段とする。
- 避難場所は、次の場所とする。
  - {
  - }

### ※ 指揮班の避難誘導

- 火災の全体把握に努める。
- 機会を失せず非常放送等により、火災の状況を説明すると共に、避難方向を指示する。
- パニック現象を考え、放送内容等については、平素から十分留意しておく。

放送文例

{

}

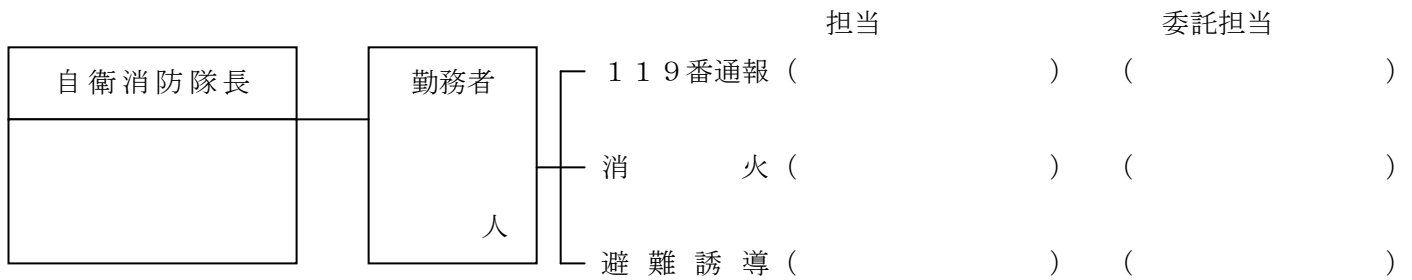
## 8 避難通路等の確保

- ◎ 階段、廊下、通路等の避難経路に物品を置かない。
- ◎ 屋外階段、避難階の非常口は、鍵をかけない。
- ◎ 屋外階段、避難階の非常口の鍵は、非常鍵とする。
- ◎ 防火戸は、正常に作動するよう日頃から維持管理し、防火戸の機能障害を排除する。
- ◎ 避難経路となる部分及び消防用設備等の周辺は、常に整理整頓し、使用の妨げとなる物品を置かない。

## 9 火気等使用時の遵守事項

- ◎ ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備器具は、指定された場所以外では使用してはいけない。
- ◎ 火気設備器具を使用する前に、必ず器具等を点検してから使用すること。
- ◎ 火気設備器具の周囲に、可燃物があるか否かを確認してから使用すること。
- ◎ 火気設備器具の使用後には、必ず点検をし、安全を確認すること。
- ◎ 喫煙は、廊下等禁止された場所では行わない。
- ◎ 退社時には、灰皿を指定する場所に集めること。
- ◎ 指定場所以外で、臨時に火気を使用する場合は、防火管理者に届け出ること。
- ◎ ガス漏れが発生した場合、火災発生時の通報連絡と同じように行うこと。

10 夜間、休日の防火管理体制



○ 委託者

氏 名 名 称 (電話)	住 所 所在地 (電話)	担 当 事務所 (電話)
委 託 状 況	<input type="radio"/> 常 駐 方 式 <input type="radio"/> 巡 回 方 式 <input type="radio"/> 遠隔移報方式	

11 訓練計画

<input type="radio"/> 部分訓練      月	<input type="radio"/> 総合訓練      月	<input type="radio"/> 新入社員防火教育      月
-----------------------------------	-----------------------------------	---------------------------------------

12 その他 特記事項